

(一) 保安林の所在場所 宮崎県都城市高野町三一三一、高城町有水字中野三一六八の二九、三一六八の四九（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）字菱田四六〇八の三、高崎町縄瀬字藏元二八四八の六、延岡市北方町早上字荒口巴一八八九の三、巴一八九の七・西日杵郡高千穂町大字河内字中瀬一五九の三・一五三八の三・一五三九・一五四〇の一・一五四一の二（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）一五二九の一、大字上岩戸字春女登四〇〇の七・四一六の一・四一六の四・四一七の一・四一七の二・四二二の二・四二一の六・四二二の一一・字森ノ平四四八の一・四五〇の一・四六六の六（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）字春女登四一六の一

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 伐代に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて総覽に供する。）

農林水産省告示第二千二百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十五条规定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月八日

農林水産大臣 鹿野 道彦

(一) 保安林の所在場所 宮崎県児湯郡西米良村大字小川字古川三〇九の一、三一〇の一、三〇の一九、三二二の二、大字上米良字一、勘之谷四六八の一、四六八の一、四六八の八、四六八の口

(二) 指定の目的 水源のかん養

機部 会社 区栄二		とび氏名又 ての代に表法	特許庁長官 岩井 良行	三 二 一
十 六 機 ( 械 査 先 行 技 術 調 査 機 械 包 裝 纖 維 包 裝 機 )	分 調 査 登 錄 業 務 行 う 者 が	立木の伐採の方法 字後口平八三六の一・字栗ノ木山九〇 三・九二一の七・字山中四六六二の一・四 六六九の二・字下顔三〇六一の三・字小河 内九二二の一・九一五・字詰の原三七一 五・三七一六の二・字白石七五〇二の一 一・七五〇二の一・字飯千一〇一四の 五・一〇一四の三四・字河内一四九八の 一・一五〇九の二・一五〇九の一〇(以上 十七筆について次の図に示す部分に限 る)、字田口原一五七六、一五八六の二 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。	字後口平八三六の一・字栗ノ木山九〇 三・九二一の七・字山中四六六二の一・四 六六九の二・字下顔三〇六一の三・字小河 内九二二の一・九一五・字詰の原三七一 五・三七一六の二・字白石七五〇二の一 一・七五〇二の一・字飯千一〇一四の 五・一〇一四の三四・字河内一四九八の 一・一五〇九の二・一五〇九の一〇(以上 十七筆について次の図に示す部分に限 る)、字田口原一五七六、一五八六の二 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。	1 次の森林については、主伐は、折伐によ る。
愛知県名古屋市中 区栄二丁目10番19 号	テクノサー チ株式 会社	立木の伐採の方法 字後口平八三六の一・字栗ノ木山九〇 三・九二一の七・字山中四六六二の一・四 六六九の二・字下顔三〇六一の三・字小河 内九二二の一・九一五・字詰の原三七一 五・三七一六の二・字白石七五〇二の一 一・七五〇二の一・字飯千一〇一四の 五・一〇一四の三四・字河内一四九八の 一・一五〇九の二・一五〇九の一〇(以上 十七筆について次の図に示す部分に限 る)、字田口原一五七六、一五八六の二 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。	立木の伐採の方法 字後口平八三六の一・字栗ノ木山九〇 三・九二一の七・字山中四六六二の一・四 六六九の二・字下顔三〇六一の三・字小河 内九二二の一・九一五・字詰の原三七一 五・三七一六の二・字白石七五〇二の一 一・七五〇二の一・字飯千一〇一四の 五・一〇一四の三四・字河内一四九八の 一・一五〇九の二・一五〇九の一〇(以上 十七筆について次の図に示す部分に限 る)、字田口原一五七六、一五八六の二 2 その他の森林については、主伐に係る伐 採種を定めない。	1 次の森林については、主伐は、折伐によ る。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を富崎県庁並びに日向市役所 及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を富崎県庁並びに日向市役所 及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を富崎県庁並びに日向市役所 及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を富崎県庁並びに日向市役所 及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間 及び樹種 次のとおりとする。 (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、そ の図面及び関係書類を富崎県庁並びに日向市役所 及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)